

新型コロナウイルス 感染症予防対策を行う

事業等を営む**市内中小企業者**の

皆様を**応援**します！

「新しい生活様式」
に向けてみんなで
取り組みましょう



新しい生活様式に対応できる環境整備（新型コロナウイルス感染症予防対策）を行う市内の中小企業者に対して助成を行います。また、申請時に、予防対策チェックリストに全てチェック項目を記入された対象者には、感染症予防対策の取組みが分かる由布市オリジナルステッカーを配布して、店頭等に掲示していただきます。

由布市中小企業者等感染症予防対策事業費補助金

対象者

(1) 市内で事業等を営む中小企業者（個人事業主の方を含む）

※但し、次に掲げる法人等は対象外になります。

- ①宗教法人
- ②社会福祉法人
- ③医療法人
- ④学校法人
- ⑤農業者（青色申告者の方を除く。）
- ⑥農事組合法人
- ⑦公共団体及び公共的団体

(2) 今後も市内で事業継続を行う意思を有する方



補助金額

1事業者につき**上限10万円**

※但し、10万円未満の場合は、書類確認の上、対象者には申請（請求）金額を補助します。

※申請は1事業者につき1回限りです。

※令和2年4月から8月まで購入された分も、遡って（合算も可）申請可能です。

対象経費

マスク、消毒液（手指用・清掃用）、飛沫感染防止シート、体温計（接触型・非接触型・サーモグラフィー等）、フェイスシールド、その他感染予防に要した経費（手洗い用せっけん・うがい薬・手袋等の購入、店舗改修など）

申請書類

- ①交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②補助対象事業に係る物品又は設備の品名（規格）及び購入費や施工日が記載された領収書など支払いの証拠が分かる書類の写し
- ③②に掲げる費用の内訳明細書（様式第2号）
- ④誓約書（様式第3号）
- ⑤由布市新型コロナウイルス感染症予防対策チェックシート
- ⑥事業実態が分かる書類（直近の確定申告書、飲食店営業許可、パンフレット、ホームページの写し等）
- ⑦店舗改修等の場合は、実施状況が分かる写真
- ⑧代理申請の場合は、委任状（様式第4号）
- ⑨必要に応じて、上記①～⑧に掲げるもののほか、市長が指定する書類

提出先 （郵送）

〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地 由布市役所 商工観光課 宛て

※郵送が困難な場合は、こちらの窓口まで書類をお持ちください。

■場所 由布市役所本庁舎 市民ホール2階協議室

■受付時間 午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則として、**郵送申請**にご協力ください。

申請期間 **令和2年9月1日(火)～12月28日(月)** ※郵送必着

※申請書等は市公式ホームページからダウンロードしてください。また、市役所各庁舎でもお渡ししています。

トップページ > 事業者の皆さんへ > 商工労働

□<http://www.city.yufu.oita.jp/biz/syoutouroudou/>

<お問い合わせ> 由布市商工観光課（本庁舎新館2階）

TEL 097-582-1304